

公益財団法人広島県漁業振興基金助成金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この法人は、県内の市町、団体等が広島県における水産資源の維持増大、海洋環境の保全に関する事業を行い、水産物の安定供給と自然環境の保護に寄与することを目的に行う事業の他、漁業振興のために行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、公益財団法人広島県漁業振興基金業務方法書（平成23年4月1日制定、以下「業務方法書」という。）に規定するもののほか、この要綱（以下「助成金等交付要綱」という。）の定めるところによる。

(助成金等交付の対象等)

第2条 前条の助成金交付の対象となる事業は栽培漁業、資源管理に関する事業、漁業の担い手の育成に関する事業、藻場干潟等の漁場保全に関する事業、水産業や海洋環境保全等に関する情報提供、普及啓発に関する事業、漁業の振興に資する事業で、事業種目、事業内容、経費及び助成率は、別表に掲げるとおりとする。

(助成金等交付の申請等)

- 第3条 業務方法書第8条第1項による当該事業の助成金交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、その提出期限は理事長が別に定める。
- 2 理事長は前項の申請があった場合において、不相当であると認めるときは助成金を交付しないことがある。
 - 3 事業助成選考委員会の定めがある事業については、委員会の選考後に申請するものとする。

(交付の条件)

- 第4条 業務方法書第10条の規定により交付する条件は次のとおりとする。
- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、理事長の承認を受けること。
 - (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに理事長に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第5条 業務方法書第13条の規定による当該事業の助成金実績報告書の様式は、別記様式第2号のとおりとし、その提出期限は、当該事業の完了した日若しくは当該助成事業の廃止の承諾を受けた日から起算して20日を経過した日又は4月5日のいずれか早い日とする。

(交付の特例)

第6条 業務方法書第16条の規定による当該事業の助成金等概算払交付請求書の様式は、別記様式第3号のとおりとする。

(書類の提出部数)

第7条 この要綱によって理事長に提出する書類は1部とする。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年9月29日から施行する。一部改正

別表

事業種目	事業内容	経費	助成率
栽培漁業推進助成事業	水産資源の維持培養を推進するための種苗放流事業	事業者が実施する種苗放流事業に要する経費のうち種苗購入費, 中間育成費に係る経費	事業者の負担となる経費の 1/2 以内
観光漁業助成事業	観光漁業の健全な発展を促進する事業	観光漁業を推進する団体が行う事業に要する経費	定額
漁協職員養成事業	職員の資質の向上と事務能力増進に資する事業	事業者が職員を就学させる(卒業後雇用を約束している者を含む)ために要する経費 例: 全国漁業協同組合学校	事業者が支給する額の 2/3 以内
漁業後継者育成対策事業	漁業後継者の資質向上を促進する事業	国, 県等が主催する研修会参加費用 例: 青年漁業士講座	漁業後継者の負担となる経費の 1/4 以内
栽培漁業推進対策事業	栽培漁業推進を図るための事業	栽培漁業推進団体が実施する栽培漁業の推進に要する経費	事業者の負担となる経費の 1/2 以内
漁業被害対策資金助成事業	漁業被害に基づく融資に対する利子補給を行う事業	金融機関が漁業被害対策として融資する運転資金, 設備資金について利子補給する経費	貸付利率の 3/4 以内
研究開発事業	栽培漁業, 資源管理型漁業, 漁場保全の推進を図るための研究, 技術開発事業	試験研究機関等が栽培漁業, 資源管理型漁業, 漁場保全に関する技術開発に要する経費	定額
新規就業者支援事業	新規就漁希望者を対象とした短期研修事業	事業者が実施する研修費用	事業者の負担となる経費の 1/4 以内
	新規就漁希望者が漁協の現地指導のもとで行う研修事業	研修者が研修期間に要する経費	定額

事業種目	事業内容	経費	助成率
瀬戸内ブランド販売 支援事業	魚食普及を図るため 海産物の販売を推進 するための事業	事業者が実施する朝市, イベ ント等に要する経費又は参 加に要する経費	事業者の負担となる 経費の 1/2 以内
漁場環境保全活動助 成事業	海の環境を保全し管 理するため, 広島県 海域沿岸において環 境保全の取り組みを 行う団体に対して, 活動の経費の一部を 助成する。	事業者が海藻種苗生産施設 の整備, 放流種苗保護のため の藻場造成, 干潟, 浅場の環 境保全のための活動を実施 するに要する経費	事業者の負担となる 経費の 1/2 以内

様式第1号

平成 年度

事業助成金交付申請書

平成 年 月 日

公益財団法人広島県漁業振興基金
理事長 様

(名 称)

(代表者名)

印

平成 年度において次のとおり事業を実施したいので、助成金等交付要綱により、助成金 円を交付されたく関係書類を添えて申請します。

関係書類

事業内容

別紙のとおり

別紙

平成 年度

事業計画書

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分等

(1) 事業の内容

*栽培漁業推進助成事業の場合

(単位：千円)

魚種名	数量（万尾）	平均サイズ (mm)	購入時期	事業費
計				

(2) 経費の配分

(単位：千円)

魚種名 項目	総事業費	負担区分			
		県費 補助金	市町 補助金	基金 助成金	振興協議 会費
計					

(3) 事業開始予定年月日

事業完了予定年月日

3 収支予算

(1) 収入の部

(単位：千円)

区 分	本年度 予算額	前年度 決算額	比 較		備 考
			増	減	
県補助金					
市町補助金					
基金助成金					
振興協議会 費					
合計					

(2) 支出の部

(単位：千円)

区 分	本年度 予算額	前年度 決算額	比 較		備 考
			増	減	
事業					
合計					

*栽培漁業推進事業（中間育成）の場合

平成 年度栽培漁業推進助成事業（中間育成）計画書

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分等

(1) 事業の内容

ア 育成放流計画

(ア) 魚種名

(イ) 中間育成実施場所

(ウ) 放流尾数，大きさおよび育成期間

魚種名	区分	受入時	放流時	歩留	育成期間
	尾数 大きさ				

(エ) 餌料の種類および数量

(オ) 放流場所，放流尾数，放流時期

魚種名

放流場所	放流尾数	放流予定日	備考

(2) 経費の配分

(単位：千円)

事業量	総事業費	負担区分				積算の内訳 別記
		県費補助金	市町補助金	基金助成金	振興協議会費	

(3) 事業開始予定年月日 平成 年 月

事業完了予定年月日 平成 年 月

3 収支予算

(1) 収入の部

(単位：千円)

区 分	本年度 予算額	前年度 決算額	比 較		備 考
			増	減	
県補助金					
市町補助金					
基金助成金					
振興協議会 費					
合計					

(2) 支出の部

(単位：千円)

区 分	本年度 予算額	前年度 決算額	比 較		備 考
			増	減	
事業					
合計					

(別記)

栽培漁業推進助成事業（中間育成）事業費積算内訳

1	餌料費	円
2	人件費	円
3	稚魚運搬費	円
4	管理費	円
5	その他	円
計		円

様式第 2 号

平成 年度

事業費助成金実績報告書

番 号
年 月 日

公益財団法人広島県漁業振興基金
理事長 様

(名 称)

(代表者名)

印

平成 年 月 日付け広漁基第 号による助成金交付決定の通知に
基づき、次のとおり事業を実施したので助成金等交付要綱により報告します。

関係書類

事業内容 別紙のとおり

(注 1) 事業内容については、別記様式第 1 号に準じて作成すること。

様式第3号

概算払請求書

¥

ただし、平成 年 月 日付け広漁基第 号による助成金交付通知に基づき、平成 年度事業費助成金として上記のとおり概算払請求します。

平成 年 月 日

(名 称)

(代表者名)

印

公益財団法人広島県漁業振興基金
理事長 様